

露店等の開設における留意事項

第1 消火器

- (1) 対象火気器具等（消火器の設置については、電気ホットプレート、IH調理器、電子レンジ、電気乾燥器、電気温水器を除く。）を使用する露店等では消火器を設置すること。
- (2) 消火器はあらかじめ点検し、腐食、変形及び損傷しているもの、安全栓（上部の黄色ピン）が抜けているものは設置しないこと。
- (3) 消火器はエアゾール式簡易消火器具等を除く国家検定を受けたものを準備すること。

第2 対象火気器具等

- (1) 開設中は対象火気器具等の付近を常に整理整頓し、みだりにそばを離れないこと。
- (2) 対象火気器具等の近くには、可燃性の物品を置かないこと。
- (3) 対象火気器具等は、安定した床、台又は板の上で使用すること。
- (4) 対象火気器具等の取扱説明書をよく読み、取扱説明書の記載内容に基づき使用すること。

第3 液化石油ガス

- (1) LPガスボンベ（以下「ボンベ」という。）は、直射日光及び火気等の近くを避けること。
- (2) ボンベは、絶対に横置きにしないこと。
- (3) ボンベは、倒れないようロープ等で固定し、人がみだりに近づかない安全な場所に置くこと。
- (4) LPガスを使用する器具及びゴム製のホースは、LPガス専用のものを使用すること。
- (5) ホースは、ガス漏れがないか点検し、古くなったもの及びひび割れのあるものは使用しないこと。
- (6) ホースは、適正な長さで取り付け、ゴム製のホースと火を使用する器具の取付部分は、ホースバンドその他これに類するもので締め付けること。
- (7) ホースは、2本以上接続しないこと。
- (8) 1本のボンベから2以上の機器に分岐してLPガスを供給しないこと。ただし、分岐したものごとに開閉弁を設ける場合はこの限りでない。
- (9) LPガスは、空気より重いため、屋外であってもガス漏れには十分注意すること。

第4 カセットコンロ

- (1) カセットボンベの装着部分を覆うように鉄板等の調理器具を置いて使用しないこと。
※ カセットボンベが過熱され、爆発するおそれがある。
- (2) カセットボンベは、カセットコンロに表示されているとおり、正しく装着すること。
- (3) カセットボンベは、直射日光及び火気等の近くを避け、温度が上昇しないように保管すること。

第5 電気器具

- (1) たこ足配線を避け、電気配線の許容電流を守ること。
- (2) コンセントの接続部分及び電気配線に、照明器具等の荷重が掛からないようにすること。
- (3) 電気器具、コンセント等を雨水等の水が掛かるおそれのある場所に設ける場合は、防水性能を有するものを使用すること。
- (4) 照明器具を用いる場合は、当該照明器具の熱により可燃物が高温にならないよう離すなど十分配慮すること。また、配線は脱落したりするおそれがないように取り付けるとともに過度の荷重、張力が加わらないようにすること。

第6 まき、炭等

終了後の残火及び炭や灰の後始末は完全に行い、炭や灰などをみだりに捨てないこと。

第7 ポータブル発電機

- (1) 事前に燃料を十分に給油し、露店等の開設後に、給油の必要がないようにすること。
- (2) 可燃性ガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること。
- (3) 安定した平らな場所で使用すること。
- (4) 雨などの水が掛かる場所で使用しないこと。
- (5) 燃料漏れがないことを確認した後に使用すること。

- (6) 発電機の排気が、携行缶、ポンベ及び可燃性の物品に当たらないようにすること。
- (7) 発電機を稼働したまま給油又は移動させないこと。
- (8) 給油が必要となったときは、風通しが良く、可燃性蒸気が滞留するおそれのない場所で、周囲に人がいないこと及び火気の使用がないことを確認した上で、給油すること。
- (9) 燃料を給油するときは、こぼさないように注意すること。
- (10) 燃料がこぼれたときは、きれいに拭き取り、乾かしてから使用すること。
- (11) 取扱説明書をよく読み、取扱説明書の記載内容に基づき使用すること。

第8 危険物容器

- (1) ガソリンや軽油等の予備燃料を保管するときには、指定数量の5分の1未満^{*}の必要最小限の量とすること。保管量について不明な場合は最寄りの消防署・分署に問い合わせてください。
例) ガソリン：40リットル未満
- (2) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、消防法令に適合した容器を用いること。
- (3) 携行缶のキャップを開ける前には、圧力弁等を操作して圧力を抜くこと。
- (4) 危険物容器は、直射日光及び火気等の近くを避け、温度が上昇しないように保管すること。

第9 放火防止対策

- (1) 夜間などで無人となるときは、ポンベその他の燃料を設置したままにしないこと。
- (2) 可燃物の持ち帰り、定期的なパトロール、不燃材料の使用等、放火を防止するための対策を講じること。